

平成31年

第1回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第1号

2月1日(金曜日) 南多摩斎場待合室212、213号室

出席議員(9名)

1番	伊藤 忠之	2番	石井 宏和
3番	吉田 つとむ	4番	佐藤 伸一郎
5番	伊地智 恭子	6番	池田 けい子
8番	池田 英司	9番	岡田 旬子
10番	大塚 智和		

欠席議員(1名)

7番 坂田 たけふみ

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	石森 孝志
副管理者	大坪 冬彦	監査委員	石田 等
会計管理者	高階 康輔		
八王子市		八王子市	
市民部長	伊比 洋司	斎場事務所長	森田 聖二
町田市		町田市	
市民部長	今野 俊哉	市民総務課長	岡田 成敏
多摩市		多摩市	
くらしと文化部長	松尾 銘造	コミュニティ・生活課長	麻生 孝之
稲城市		日野市	
市民課長	秋和 広子	環境共生部長	小笠 俊樹
日野市			
環境保全課長	長谷川 浩之		

出席事務局職員

事務局長	藤田 明	主査	大川 直貴
主査	三森 威典	速記士	波多野 夏香

2月1日(金) 議事日程

午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

- 第 5 第1号議案 平成30年度(2018年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第
1号)
- 第 6 第2号議案 平成31年度(2019年度)南多摩斎場組合会計予算
- 第 7 行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午後 1 時 56 分 開会

○議長（伊藤忠之） これより平成31年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



○日程第 1

会議録署名議員の指名

○議長（伊藤忠之） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩齋場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

5 番 伊地智恭子議員

6 番 池田けい子議員



○日程第 2

会期の決定

○議長（伊藤忠之） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決しました。



○日程第 3

諸報告

○議長（伊藤忠之） 日程第 3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） ご報告申し上げます。

平成31年 1 月 16 日、管理者から平成31年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を 2 月 1 日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の報告案件 1 件、議案 2 件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知とあわせてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条の規定により、管理者に出席要求いたしました。

また、本日、稲城市坂田議員、多摩市長阿部副管理者、稲城市長高橋副管理者は所用のため欠席との連絡を受けております。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤忠之） 事務局長の報告は終わりました。



○日程第 4

報告第 1 号 南多摩齋場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤忠之） 日程第 4、報告第 1 号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第 1 号 南多摩齋場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第 1 項の規定によりまして、平成30年12月21日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 管理者の補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が条例改正を行いましたので、同じ内容で改正したものでございます。

改正の理由でございますが、東京都人事委員会勧告を参考に、南多摩齋場組合職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定並びに給料表の改定を実施するため、所要の改正をするものでございます。

改正内容は大きく 2 点ございます。

1 点目の期末・勤勉手当の支給率の改定につきましては、年間支給月数を 0.1 月分引き上げ、現行の 4.5 月分から 4.6 月分に引き上げるものでございます。

2 点目の給料表の改定につきましては、新入職員の初任給を 1,000 円引き上げ、あわせて入職後間もない階

層の給料表を引き上げるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第1号に対する質疑を許可します。

3番 吉田つとむ議員。

○3番（吉田つとむ） 今説明があったんですけども、東京都の部分に準じたようなお話だったと思うんですけども、町田市ないし関係市の民間の企業の企業動向調査というのはなさったんでしょうか。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 特にしてはおりません。

○議長（伊藤忠之） 3番 吉田つとむ議員。

○3番（吉田つとむ） 今回の部分に関してがなかったということで、今までもなかった——町田市がこの部分を12月議会で審議したときに、ほかの議員が質問をしておったんですけども、これまでもないということの理解でよろしいんでしょうか。

○議長（伊藤忠之） 石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） これまでもそうした調査はしておりません。

○議長（伊藤忠之） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

3番 吉田つとむ議員。

○3番（吉田つとむ） ただいまの報告第1号に対して反対の討論をいたします。

公務員給与に関しましては民間の調査が大事だと思ひまして、東京都では民間企業調査をされているというふうに町田市議会で説明を聞いたことがあります。私は、多摩地域は多摩地域のあり方というのがあるだろうと思っておりますので、そうした基礎的な調査が絶対に必要だと思ひます。

そうした調査を行われないで、こうした条例改正、値上げに関する提案が行われるのは遺憾だというふうに考えておりますので、そうした立場で反対させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤忠之） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤忠之） 起立多数であります。よって本件は承認されました。

○日程第5

第1号議案 平成30年度（2018年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤忠之） 日程第5、第1号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、ただいま上程されました第1号議案 平成30年度（2018年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,057万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市負担金及び斎場使用料を減額し、繰越金を平成29年度決算の確定により増額いたしました。

次に、歳出につきましては、総務費における給料等の人件費を増額し、衛生費における光熱水費を減額いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 管理者の補足説明を申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして概要をご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ80万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,057万8,000円とするものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

順番が逆で大変申しわけございませんが、第4款、繰越金から説明させていただきます。

第4款、繰越金1,324万3,000円は、平成29年度からの繰越金の確定によるものでございます。

次に、その上、第2款、使用料及び手数料の斎場使用料355万円の減額につきましては、第一式場及び通夜待合室の利用率の減少により減額するものでございます。

この結果、一番上の第1款、分担金及び負担金を1,049万3,000円減額するものでございます。各組織市負担金の補正額内訳は説明欄のとおりでございます。各市の金額は、予算の関係もでございますので円単位で表記させていただいております。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第2款、総務費70万円の増額は、派遣職員の交代に伴う給料、職員手当及び共済費等の人件費がほぼ確定したため増額するものでございます。

第3款、衛生費150万円の減額は、光熱水費の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案 平成30年度（2018年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6

第2号議案 平成31年度（2019年度）南多摩斎場組

○議長（伊藤忠之） 日程第6、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、ただいま上程されました第2号議案 平成31年度（2019年度）南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,509万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市住民以外の方の火葬室使用料及び式場使用料などの斎場使用料が主なものでございます。

歳出につきましては、火葬や式場にかかわる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。

○事務局長（藤田明） 管理者の補足説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明いたします。

平成31年度予算といたしまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億2,509万5,000円でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

第1款、分担金及び負担金につきましては、市負担金として2億2,090万円を計上させていただきました。各市負担金の内訳は、7ページの説明欄にございますように、運営経費にかかるものでございます。

負担金内訳の金額は、各市の予算との関係から円単位で表記しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

第2款、使用料及び手数料でございます。

項の1、使用料、目の1、斎場使用料1億300万1,000円につきましては、説明欄にございますように、組織市住民以外火葬室使用料2,415万円、式場使用料7,505万円、霊安室使用料380万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

内容でございますが、前回の議会でご報告させていただきました平成31年度南多摩斎場組合事業運営計画でお示ししたとおり、火葬件数につきましては、平成29年10月から平成30年9月までの火葬実績を踏まえた7,446件をもとに組織市住民以外の火葬室使用件数を見込みました。

次に、式場使用料でございますが、第一式場につきましては平成29年10月から平成30年9月までの実績の98%、第二、第三式場につきましては実績とし、第一式場は265件、第二、第三式場は302件といたしました。霊安室の有料利用日数につきましても、平成29年10月から平成30年9月までの実績の98%で1,225日といたしました。

目の2、総務使用料37万1,000円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入82万1,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款、議会費245万6,000円につきましては、議員報酬、議会時の筆耕翻訳料などがございます。

第2款、総務費、項の1、総務管理費6,618万8,000円につきましてはご説明いたします。

目の1、一般管理費、節の1、報酬919万4,000円は、特別職の報酬及び嘱託職員の報酬でございます。

節の2から節の4の給料、職員手当等、及び共済費は、組合職員5名の人件費でございます。

節の11、需用費113万3,000円は、事務用消耗品、埋火葬許可証などの印刷製本費などがございます。

12ページ、13ページをお開きください。

節の12、役務費31万1,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費及び公用車の任意保険料などがございます。

節の13、委託料349万9,000円は、インターネット受付システム保守点検業務委託料、町田市への会計事務委託料、地方公会計支援業務委託料などがございます。

節の14、使用料及び賃借料144万2,000円は、複写機やビジネスホンの借上料などがございます。

節の25、積立金87万9,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして職員給料の4%を積み立てるもので、あわせて利子も計上しております。

項の2、監査委員費30万1,000円は、監査委員2名の報酬などがございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第3款、衛生費2億5,515万円につきましてご説明いたします。

項の1、保健衛生費、目の1、斎場費、節の11、需用費につきましては、説明欄にございますように、消耗品費のほか、火葬炉に使用する灯油代などの燃料費が3,746万8,000円、火葬棟、待合棟、式場棟の電気代や水道代などの光熱水費が2,100万円でございます。

また、修繕料4,349万8,000円は、毎年計画的に実施している火葬炉台車ブロック16台分の取りかえなど、火葬炉にかかる修繕のほか、待合棟などの建物にかかる修繕を計上したものでございます。

節の13、委託料1億2,006万9,000円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟、式場棟の維持管理にかかる経費でございます。

主なものでございますが、火葬業務委託料6,487万8,000円、待合室接待業務委託料1,443万4,000円、庭園管理業務委託料899万3,000円、清掃業務委託料1,030万1,000円などで、そのほかは説明欄に記載のとおりでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

節の15、工事請負費2,764万4,000円の火葬棟二酸化炭素消火設備更新工事についてご説明いたします。

昨年9月でございますが、7号炉の消火設備が故障し、7号炉が8日間使用できない状況がございました。保守点検の委託業者、町田市の営繕課に対応していただきましたが、今回の故障が1炉単位におさまらず火葬炉全体に及ぶ可能性があるとの判断をいただきましたので、消火設備電装機器等を更新する工事を計上させていただきましたものでございます。

第4款、公債費は、平成30年度で全て償還完了となっております。

第5款、予備費は100万円を計上させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

2番 石井宏和議員。

○2番（石井宏和） それでは、19ページの一般職の給与費を見ますと、前年度と本年度と比較しまして大分、2割近く大きくなっているかと思えます。この中身について、額も大きいものですから、少しお示しいただければと思います。

- 議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。
○事務局長（藤田明） これにつきましては、派遣職員の交代に伴う予算を計上したものでございます。
○議長（伊藤忠之） 2番 石井宏和議員。
○2番（石井宏和） つまり、その方の額が大分異なってくるという理解でよろしいでしょうか。
○議長（伊藤忠之） 藤田事務局長。
○事務局長（藤田明） そういうことでございます。
○議長（伊藤忠之） 2番 石井宏和議員。
○2番（石井宏和） よくわかりました。

それと、ちょっと予算にかかわるかどうかはよくわからないんですけども、このすぐ近くでリニア新幹線の上小山田非常口の工事がそろそろ始まるということで、この北側に接続する道路の計画も示されているように伺っております。また、このヤードを使って下側にも接続するというので、ちょっとこの斎場にとってもこれから数年間、大分環境が変わってくるのかなと思ひまして、特に交通事情についての懸念などもあります。

また、予算的に何かしら関係のあるところがないかどうか、あわせてお聞かせいただければと思います。

- 議長（伊藤忠之） 石阪管理者。
○管理者（石阪丈一） 上小山田の現地からの搬出の計画については、JRさんからは北側に仮設の道路をつくるという計画ですが、私どものほうのエリアへの影響はないものというふうに理解しております。
○議長（伊藤忠之） この予算の中の審議なので、なるべく関連する形で、道路だとか、そういったことはまた違った、斎場組合としてお金を計上するような話ではないので、それに関連した質疑をお願いします。

- 2番 石井宏和議員。
○2番（石井宏和） わかりました。何か関係があるかどうかということも含めまして、これから数年間、大分大きな変化になると思ひましたので伺いました。交通などに関しては、もしかしたら影響があるかもしれないので、いろんな情報がありましたらお伝えいただければと思います。

- よろしくお願ひいたします。
○議長（伊藤忠之） 他に質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤忠之） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案 平成31年度（2019年度）南多摩斎場組合会計予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤忠之） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第7

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

- 議長（伊藤忠之） 日程第7、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から説明を求めます。

藤田事務局長。

- 事務局長（藤田明） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果について、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

本調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガス、集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の有無を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するため実施するものでございます。

調査項目及び調査対象物は、ダイオキシン類が排ガス、集じん灰、残骨灰を、また、排ガスにつきましては、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫酸酸化物濃度、窒素酸化物濃度を調査いたしました。

調査対象物は、当斎場には1号炉から12号炉まで12炉あり、毎年計画的に2炉ずつ実施しておりますが、今年度は6号炉と11号炉を調査いたしました。

調査日は、平成30年11月22日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社で行いました。

調査結果は中段部分の表のとおり、ダイオキシン類は削減対策指針値をクリアしております。また、ばいじん、塩化水素、硫酸酸化物、窒素酸化物の濃度につきましては、火葬場における指針値がございませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を準用したものでございますが、その結果、いずれも規制値を下回っております。

ご承知のとおり、ダイオキシン類が発生するのは、

棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響していると推測しております。ご利用者の方には、これからも引き続き副葬品の自粛の協力をお願いしまして、ダイオキシン類の発生防止の徹底に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤忠之） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤忠之） これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって平成31年第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 伊 藤 忠 之

署名議員 伊 地 智 恭 子

署名議員 池 田 け い 子